

事 件 番 号	令和4年（ワ）第70058号	言 渡 日	令和6年10月18日
事 件 名	特許権侵害差止等請求事件		
裁 判 所	東京地方裁判所民事第29部		
原 告	松本システムエンジニアリング株式会社	訴訟代理人弁護士	田中伸一郎 外4名
被 告	オカダアイヨン株式会社	訴訟代理人弁護士	木村圭二郎 外2名
発 明 の 名 称	グラップルバケット装置		
意匠に係る物品	カッター付グラップルバケット		
関 連 条 文	特許法100条1項及び2項、特許法102条2項、意匠法37条1項及び2項、意匠法39条2項、民法709条		
主 文	1 原告の請求をいずれも棄却する。 2 訴訟費用は原告の負担とする。		
判 決 要 旨	争点1 本件特許権侵害の成否 （1）争点1－1 構成要件Dの充足性 構成要件D2の「円弧状」は、その通常の用語の意味及び本件明細書の記載に照らせば、厳密な意味での真円の一部分以外の形状を含むものの、全体が曲線によって構成されている必要があるというべきである。 被告製品の構成は、特許請求の範囲に記載された構成要件D2を充足しない以上、同じ作用効果を奏することのみをもって、本件発明の権利範囲に属するものと解することはできない。被告製品は構成要件Dを充足するとは認められない。 （2）争点1－2 均等侵害の成否 被告製品は構成要件D2を充足するとは認められず、本件発明の構成要件C及びDに係る構成を採用することによって、回動中心から遠い部分でも、刃先が対象物に当たる傾き角度θの値を大きく保つことで、引き切り作用を保ちスムーズな切断効果を発揮できるようにしたことが本件発明の本質的部分であるから、被告製品が本件発明の本質的部分を備えているとは認められず、本件発明と被告製品とが異なる部分が本件発明の本質的部分ではないとはいえない。被告製品は、本件発明の特許請求の範囲に記載された構成と均等なものとはいえず、本件発明の技術的範囲に属するものと解することはできない。 争点2 本件意匠権侵害の成否（本件意匠と被告意匠との類否） 差異点A'は、バケット全体の外縁を構成する形状に係る差異点であり、差異点Hは、カッター付きグラップルバケットの中心的機能を担う切断刃の形状に係る差異点であることからすると、いずれも看者の注意を特に惹きやすい部分であるといえ、類否判断に与える影響は大きいというべきである。		

差異点A'及びHは、本件意匠及び被告意匠の看者に対し、上部天井壁頂部と切断刃について、鋭さ、緩やかさとの点でそれぞれ逆の印象を与える（本件意匠では、上部天井壁頂部が鋭く、切断刃が緩やかであるとの印象を与えるのに対し、被告意匠では、上部天井壁頂部が緩やかで、切断刃が鋭いとの印象を与える。）ものといえる。

したがって、被告意匠について、本件意匠に類似するものと認めることはできない。

事案の概要

本件は、発明の名称を「グラップルバケット装置」とする特許第5911250号の特許権（以下、「本件特許権」といい、これに係る特許を「本件特許」という。）及び意匠に係る物品を「カッター付グラップルバケット」とする意匠登録第1565620の意匠権（以下、「本件意匠権」といい、これに係る意匠を「本件意匠」という。）をそれぞれ保有する原告が、被告に対し、被告が製造、販売及び販売の申出をする別紙被告製品目録記載の各製品（以下、「被告製品」という。）は、いずれも本件特許に係る発明の技術的範囲に属し、かつ、本件意匠に係る登録意匠に類似するから、被告製品の製造等は本件特許権及び本件意匠権を侵害すると主張して、（１）特許法100条１項及び２項並びに意匠法37条１項及び２項に基づき、被告製品の製造等の差止め及び廃棄を、（２）民法709条に基づき、損害金7500万円（特許法102条２項及び意匠法39条２項により算定される額）及びこれに対する令和４年12月８日（訴状送達の日）の翌日から支払済みまで民法所定年３パーセントの割合による遅延損害金の支払を、それぞれ求める（本件特許権に基づく請求と本件意匠権に基づく請求との選択的併合）事案である。

東京地裁は、原告の請求はいずれも理由がないとして、原告の請求を棄却した。

１ 前提事実

（１）当事者

ア 原告は、フォークリフト・クレーン及び建設機器の荷役作業用及び林業作業用アタッチメントの開発、設計、製造販売等を目的とする株式会社である。

イ 被告は、建設機械、鉱山機械及び同部品並びに同付属品の製造、販売、整備、修理、賃貸、割賦販売、設計並びに組立業等を目的とする株式会社である。

（２）本件特許

本件特許権の設定登録

原告は、平成23年９月28日、発明の名称を「グラップルバケット装置」として、本件特許に係る特許出願をした。

特許庁長官は、平成25年８月22日、本件出願に係る公開特許公報（特開2013-163889号公報。以下「甲13文献」という。）を公開した。甲13文献には、別紙本件明細書図面目録記載の【図４】、【図７】及び【図10】の各図面が掲載されていた。

特許庁審査官は、原告に対し、平成27年６月30日付けで、特開2008-133640号公報（甲27）、特開平06-306884号公報（甲28）等に記載された発明に基づいて当業者が容易に発明をすることができたとして、進歩性欠如を理由とする拒絶理由を通知した。

原告は、同年9月4日付けの補正書により、特許請求の範囲の全文と本件明細書の一部を変更する旨の補正をした。

原告は、平成28年4月8日、本件特許権の設定登録を受けた。

(3) 本件意匠

ア 本件意匠権の設定登録

原告の代表取締役であるXは、平成27年12月14日、意匠に係る物品を「カッター付グラップルバケット」として、本件意匠に係る意匠登録出願（意願2015-27848）をした。

Xは、平成28年11月18日、本件意匠権の設定登録を受けた。

イ 本件意匠権の移転

Xは、令和3年6月7日、本件意匠権を原告に譲渡し、その登録がされた。

また、Xは、同日、原告に対し、被告に対する本件意匠権に係る損害賠償請求権を譲渡した。

ウ 本件意匠

本件意匠は、別紙本件意匠図面目録記載のとおりであり、実線で表された部分が、意匠登録出願の願書に添付した図面における部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。

2 争点

(1) 本件特許権侵害の成否（争点1）

ア 構成要件Dの充足性（争点1-1）

イ 均等侵害の成否（争点1-2）

(2) 本件意匠権侵害の成否（争点2）

ア 本件意匠と被告意匠との類否（争点2-1）

イ 無効の抗弁の成否（争点2-2）

(3) 差止め等の必要性（争点3）

(4) 損害の有無及びその額（争点4）

3 本件特許：別紙（本件明細書図面目録）より抜粋

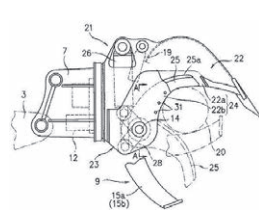
特許番号：特許第5911250号

発明の名称：グラップルバケット装置

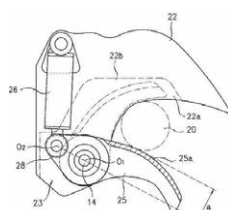
出願日：平成23年9月28日（特開2013-163889）

登録日：平成28年4月8日

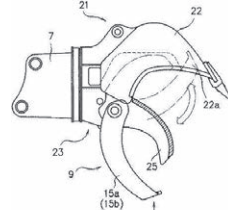
【図4】



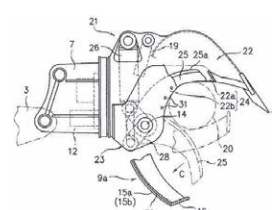
【図7】



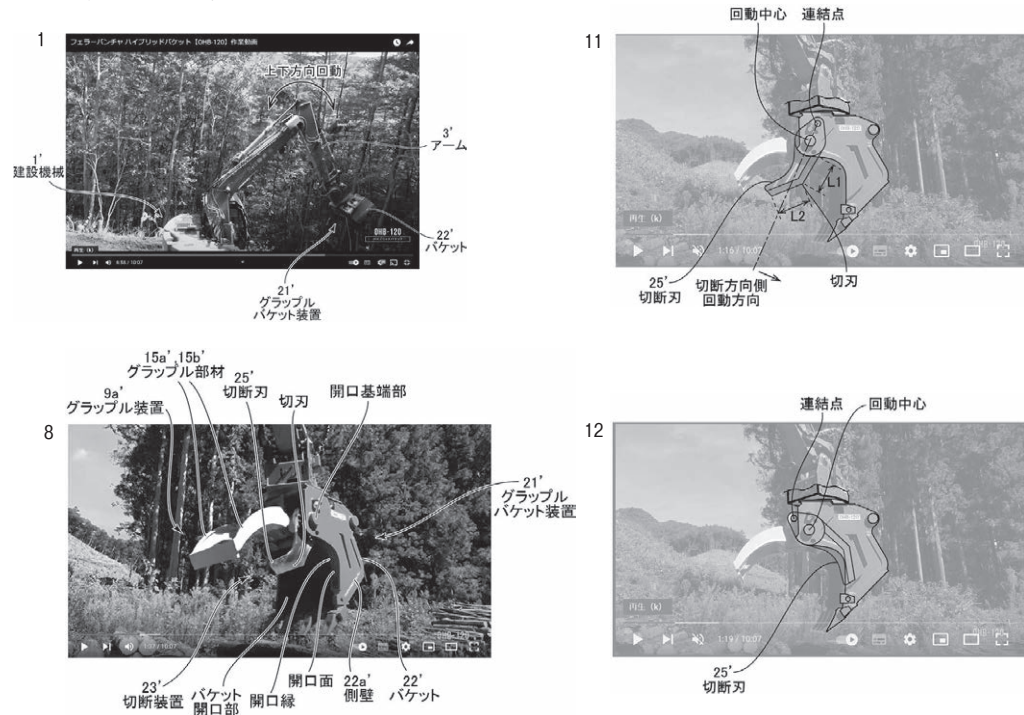
【図8】



【図10】



4 被告による被告製品の製造等：別紙（被告製品説明書）より抜粋 被告製品の構成



5 本件登録意匠：意匠公報より抜粋

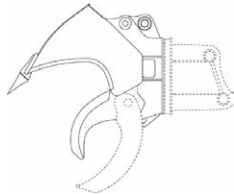
登録番号：意匠登録第1565620号

意匠に係る物品：カッター付グラップルバケット

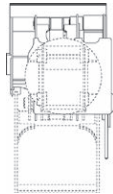
出願日：平成27年12月14日（意願2015-27848）

登録日：平成28年11月18日

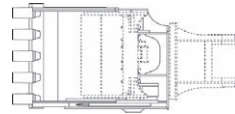
正面図



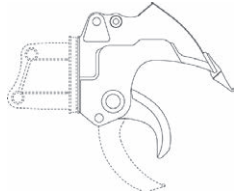
右側面図



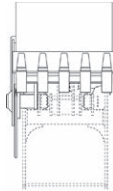
底面図



背面図



左側面図



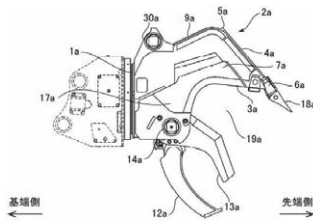
平面図



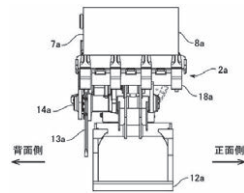
6 被告製品意匠：別紙（被告意匠目録）より抜粋

1 被告製品 1

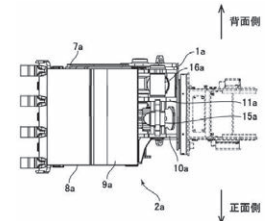
正面図の向きを変えたもの



底面図の向きを変えたもの

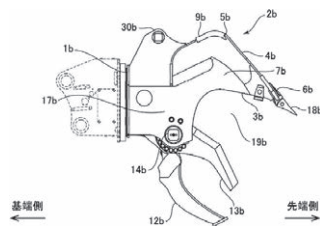


右側面図の向きを変えたもの

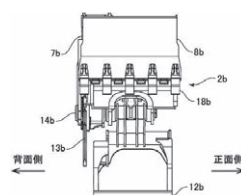


2 被告製品 2

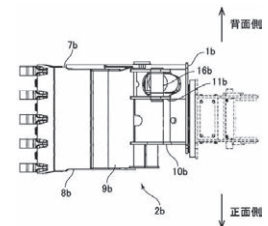
正面図の向きを変えたもの



底面図の向きを変えたもの

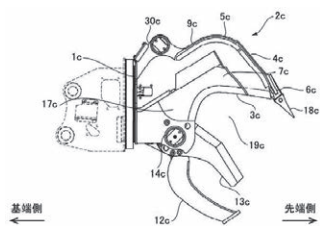


右側面図の向きを変えたもの

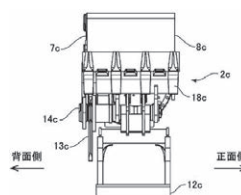


3 被告製品 3

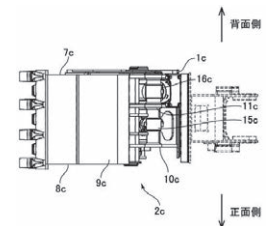
正面図の向きを変えたもの



底面図の向きを変えたもの



右側面図の向きを変えたもの



裁判所の判断

1 本件特許権 争点 1－1（構成要件Dの充足性）について

(1) 構成要件D2の「回動方向に対して後方へ円弧状に反らせた」の意義について

証拠（甲12、乙1）によれば、「円弧」とは「円周の一部」との意味を、「状」とは「すがた、ありさま」及び「名詞に付いて、…のような形である、…に似たようすである」との意味を、「反る」とは「物が弓なりにまがる」との意味を、それぞれ有する語であると認められる。

また、本件明細書の【図7】に示されている切断刃の形状は、切刃部分全体が曲線によって構成されているものと認められる。以上の「円弧」、「状」及び「反る」の通常用語の意味並びに本件明細書の記載に照らせば、構成要件D2の「円弧状」とは、全体が曲線によって構成されている円周の一部のような形を意味するものであり、同「円弧状に反らせた」とは、円周の一部のような形で弓なりに曲がる形状を意味すると解するのが相当である。

(2) 被告製品の構成及びあてはめについて

前提事実のとおり、被告製品の切断刃の切刃の形状は、「その刃渡りの基端側のほぼ半分（L1）まで上記切断刃の回動中心と油圧シリンダの連結点を結ぶ線とほぼ平行に直線状に延び、残りの半分（L2）は傾斜角（ α ）約150度でこの切刃の切断方向への回動方向に対して直線状に後方へ折れている」、すなわち二つの直線が鈍角に交差するような形状であることが認められる。

そして、二つの直線が鈍角に交差するような形状は、円周の一部分のような形で弓なりに曲がる形状とはいえないから、被告製品の切断刃の切刃の形状は、「円弧状に反らせた」ものと認めることはできない。

(3) 原告の主張について

構成要件D2の「円弧状」は、その通常用語の意味及び本件明細書の記載に照らせば、厳密な意味での真円の一部分以外の形状を含むものの、全体が曲線によって構成されている必要があるというべきである。

被告製品の構成は、特許請求の範囲に記載された構成要件D2を充足しない以上、同じ作用効果を奏することのみをもって、本件発明の権利範囲に属するものと解することはできない。

(4) まとめ

以上によれば、その余の点について判断するまでもなく、被告製品は構成要件Dを充足するとは認められない。

2 本件特許権 争点1－2（均等侵害の成否）について

被告製品は構成要件D2を充足するとは認められないところ、前記のとおり、本件発明の構成要件C及びDに係る構成を採用することによって、回動中心から遠い部分でも、刃先が対象物に当たる傾き角度 θ の値を大きく保つことで、引き切り作用を保ちスムーズな切断効果を発揮できるようにしたことが本件発明の本質的部分であるから、被告製品が本件発明の本質的部分を備えているとは認められず、本件発明と被告製品とが異なる部分が本件発明の本質的部分ではないとはいえない。

以上によれば、その余の点について判断するまでもなく、被告製品は、本件発明の特許請求の範囲に記載された構成と均等なものとはいえず、本件発明の技術的範囲に属するものと解することはできない。

3 本件意匠権 争点2－1（本件意匠と被告意匠との類否）について

(1) 本件意匠と被告意匠との対比

ア 共通点

本件意匠と被告意匠とは、基本的構成態様（B'、b'）（切断刃がベース面の側方かつ下方に設けられた回転軸を中心に回動するように設けられ、切断刃は、背面側の側壁に沿って設けられ、グラップルを駆動する油圧シリンダが、正面側の支持プレートと背面側の支持プレートの間に設けられ、切断刃を駆動する油圧シリンダが、背面側

の支持プレートと背面側の側壁の間に設けられている。)ないし(D、d)(先端側天井壁の先端に、先に向かって薄くなる複数の爪が設けられている。)並びに具体的構成態様(F、f)(切断刃は、先端に向かって下方に傾斜している。)及び(G、g)(開口部は、切断刃に対する受部を構成し、角の丸い「横L」字状の開口部と、先端に向かって下方に傾斜している切断刃とによって形成される領域における上下方向の長さは、基端側から先端側に向かって、徐々に大きくなった後、急激に広がっている。)において共通する。

イ 差異点

(ア) 差異点A'

基本的構成態様(A'、a')につき、本件意匠では、バケット(2)の上部天井壁頂部(5)が鋭利に角張っているのに対し、被告意匠では、当該部分が「へ」の字状に緩やか湾曲し、丸みを帯びている点

(イ) 差異点H

具体的構成態様(H、h)につき、本件意匠では、切断刃(13)の上縁と下縁は、全体的に下方に湾曲しているのに対し、被告意匠では、切断刃(13)の上縁は、基端側の直線状の部分と、それから約150度下方に傾斜するように接続された先端側の直線状の部分を有し、切断刃(13)の下縁は、全体的に下方に湾曲している点

(ウ) 差異点K'

具体的構成態様(K'、k')につき、本件意匠では、爪(18)の個数が5個で、長方形と先端部分での台形が組み合わされた形状であるのに対し、被告意匠では、爪(18)の個数が4個で、先端部分にくぼみを伴うほぼ長方形の形状である点

(2) 本件意匠と被告意匠の類否

ア 本件意匠と被告意匠とは、①切断刃及びグラップルを駆動するシリンダの位置関係の点、②切断刃を収納するカバー板の位置関係の点、③先端側天井壁(4)の先端に、先に向かって薄くなる複数の爪が設けられている点、④切断刃が先端に向かって下方に傾斜している点、⑤開口部が、切断刃に対する受部を構成し、角の丸い「横L」字状の開口部と、先端に向かって下方に傾斜している切断刃とによって形成される領域における上下方向の長さは、基端側から先端側に向かって、徐々に大きくなった後、急激に広がっている点において共通している。

イ これに対し、前記のとおり、本件意匠と被告意匠との間には、複数の差異点が存在するところ、これらの看者の美感に与える影響について、次の点を指摘することができる。

まず、差異点A'につき、本件意匠では、バケット部分の上部天井壁頂部が鋭利に角張っていることから、鋭い印象を与えるのに対し、被告意匠では、当該部分が「へ」の字状に緩やか湾曲し、丸みを帯びていることから、柔らかい印象を与えるものといえる。

また、差異点Hにつき、本件意匠では、切断刃の上縁と下縁は、全体的に下方に湾曲していることから、緩やかに流れるような印象を与えるのに対し、被告意匠では、

切断刃の上縁は、基端側の直線状の部分と、それから約150度下方に傾斜するように接続された先端側の直線状の部分とを有し、切断刃の下縁は、全体的に下方に湾曲していることから、鋭い印象を与えるものといえる。

さらに、差異点K'につき、本件意匠では、爪の個数が5個で、バケットの開口部の幅と比較すると、細かい印象を与えるのに対し、被告意匠では、爪の個数が4個で、爪と爪との間が若干空いていることから、粗い印象を与えるものといえる。

ウ 前記のとおり、本件意匠の構成のうち取引者及び需要者の最も注意を惹きやすい部分は、バケットの基端側から先端側にかけての上部天井壁及び開口部の縁部の形状、切断刃の形状並びに爪の個数及び形状であるといえるところ、差異点A'、H及びK'は、いずれもこの要部に係る差異点に当たる。

特に、差異点A'は、バケット全体の外縁を構成する形状に係る差異点であり、差異点Hは、カッター付きグラップルバケットの中心的機能を担う切断刃の形状に係る差異点であることからすると、いずれも看者の注意を特に惹きやすい部分であるといえ、類否判断に与える影響は大きいというべきである。

そして、差異点A'及びHは、本件意匠及び被告意匠の看者に対し、上部天井壁頂部と切断刃について、鋭さ、緩やかさとの点でそれぞれ逆の印象を与える（本件意匠では、上部天井壁頂部が鋭く、切断刃が緩やかであるとの印象を与えるのに対し、被告意匠では、上部天井壁頂部が緩やかで、切断刃が鋭いとの印象を与える。）ものといえる。

これらの点を総合すると、本件意匠と被告意匠との差異点から生じる印象は、共通点から受ける印象を凌駕するものであり、取引者及び需要者に対して全体として異なった美感を生じさせるものと評価できる。

したがって、被告意匠について、本件意匠に類似するものと認めることはできない。

4 結論

以上によれば、その余の点について判断するまでもなく、原告の請求はいずれも理由がないから、これらをいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第29部 裁判長裁判官 國分隆文
裁判官 間明宏充
裁判官 木村洋一

判決にまつわる検討

本件は特許権と意匠権を武器に原告が被告に対して損害賠償を求めた裁判であり、いわゆる「知財ミックス」の事例である。東京地裁は本件特許権侵害につき、争点1-1（構成要件Dの充足性）、争点1-2（均等侵害の成否）について、また、本件意匠権侵害について争点2-1（本件意匠と被告意匠との類否）について判示し、いずれも原告の請求を棄却している。

本件特許権に基づく請求と本件意匠権に基づく請求との「選択的併合」とは、法律上両立しうる複数の請求のうちいずれか一個の請求が認容されることを、他の請求についての訴えの申立の解除条件とする併合形態をいい、複数の請求のうち、どれか一つを選択してでも認めて欲しいという訴えのことを示す。

争点1について、裁判所は「二つの直線が鈍角に交差するような形状は、円周の一部分のような形で弓なりに曲がる形状とはいえないから、被告製品の切断刃の切刃の形状は、『円弧状に反らせた』ものと認めることはできない。」として原告の請求を斥け、また、裁判所は「本件明細書には、構成要件D2の『円弧状』について、全体が曲線によって構成されている形状以外のもの、特に被告製品の切断刃のごとく二つの直線が鈍角に交差するような形状のものまでも含まれることを示す記載は、何ら存在しない。」として原告の請求を斥けた。

争点2（本件意匠権侵害の成否）について、原告は、「被告意匠は本件意匠と要部において共通している一方で、差異点H（切断刃の形状）ないしK（爪の個数）が類否判断に与える影響は小さい」から両意匠が類似すると主張するのに対して、被告は、両意匠の「基本的構成態様は、公知又はありふれた形状であるのに対し、要部であるバケット（差異点A'）及び切断刃の形状（差異点H）を中心とする全体的形状の基調、切断刃とその鞘（収納部分）並びに掘削用の爪の個数や形状（差異点K）における差異は、需要者に対して明らかに異なる美感を生じさせるものであるから、これらの差異点が類否判断に与える影響は大きい。」と主張した。裁判所は「差異点A'は、バケット全体の外縁を構成する形状に係る差異点であり、差異点Hは、カッター付きグラップルバケットの中心的機能を担う切断刃の形状に係る差異点であることからすると、いずれも看者の注意を特に惹きやすい部分であるといえ、類否判断に与える影響は大きいというべきである。」そして、差異点A'及びHは、「本件意匠及び被告意匠の看者に対し、上部天井壁頂部と切断刃について、鋭さ、緩やかさとの点でそれぞれ逆の印象を与える（本件意匠では、上部天井壁頂部が鋭く、切断刃が緩やかであるとの印象を与えるのに対し、被告意匠では、上部天井壁頂部が緩やかで、切断刃が鋭いとの印象を与える。）ものといえる。」として原告の請求を斥けた。

本件特許及び本件意匠の出願前より「カッター付きグラップルバケット」は公知意匠が多数認められ、その中で登録を受けている背景を考えると、本件特許及び本件意匠の権利範囲に被告製品が入らないとする東京地裁の判断は首肯できるものと思料する。特に、本件意匠については、切断刃の形状に係る差異（差異点H）について、看者の注意を特に惹きやすい部分であるとし、その差異が両意匠の類否判断に与える影響は大きいとした点は、機能的な側面も考慮しての判断と思われる。

原告は意匠出願後、さらに複数の関連意匠を登録し、（次頁、関連意匠グループの系図）本件意匠の権利範囲を固めようとしている様子が窺えるが、公知の意匠が多く出回ってからの関連意匠出願では、基礎意匠の出願人が創作した独自の形状等であるとの認識を受け難いものであるように思料する。基礎意匠の出願後10年まで関連意匠の登録がなされるようになったが、時間の経過とともに独自の形状等を保護していくことが難しくなるように感ずる。関連意匠の出願の在り方についても改めて考えさせられる事例である。

意匠登録1565620 関連意匠グループの系図

